

第3回智頭町議会臨時会会議録

平成26年11月21日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第88号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第 5. 議案第89号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6. 議案第90号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7. 議案第91号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8. 議案第92号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第93号 平成26年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第10. 議案第94号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第11. 議案第95号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第12. 閉会中の継続調査の申し出について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第88号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第 5. 議案第89号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6. 議案第90号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算

(第3号)

第 7. 議案第91号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)

第 8. 議案第92号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第
3号)

第 9. 議案第93号 平成26年度智頭町水道事業会計補正予算 (第3号)

第10. 議案第94号 職員の給与に関する条例の一部改正について

第11. 議案第95号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の
給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正
について

第12. 閉会中の継続調査の申し出について

1. 会議に出席した議員 (12名)

1番 大河原 昭 洋	2番 高 橋 達 也
3番 大 藤 克 紀	4番 岩 本 富美男
5番 中 野 ゆかり	6番 平 尾 節 世
7番 岸 本 眞一郎	8番 徳 永 英太郎
9番 石 谷 政 輝	10番 酒 本 敏 興
11番 南 肇	12番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員 な し

1. 会議に出席した説明員 (16名)

町 長	寺 谷 誠一郎
副 町 長	金 児 英 夫
教 育 長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者	安 藤 嘉 実
総 務 課 長	葉 狩 一 樹
企 画 課 長	岡 田 光 弘
税 務 住 民 課 長	矢 部 整
教 育 課 長	西 沖 和 己

地 域 整 備 課 長	安 藤 充 憲
地 籍 調 査 課 長	草 刈 英 人
福 祉 課 長	國 政 昭 子
税務住民課参事兼水道課長	藤 森 啓 次
福 祉 課 参 事	江 口 礼 子
福 祉 課 参 事	小 谷 い ず 美
会 計 課 長	寺 坂 英 之
病 院 事 務 次 長	寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

書 記	塚 越 奈 緒 子
書 記	山 田 憲 昭

開 会 午前10時00分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、平成26年第3回智頭町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番 岸本眞一郎議員、8番 徳永英太郎議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(谷口雅人) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成26年9月分及び10月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配布しておりますのでご了承下さい。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会が、去る10月16日、17日に開催され、決算認定1件と条例1件が可決されました。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、八頭環境施設組合議会定例会が、去る10月17日に開催され、決算認定1件と補正予算1件が可決されました。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る10月20日に開催され、専決処分1件と決算認定1件、補正予算2件が可決されました。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今臨時会の説明員につきましては、11月17日付けをもって町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静については、お手元に配付したとおりですので、後ほどご覧頂き、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

次に、お手元に配布のとおり、議員派遣及び委員会派遣についての結果報告書が提出されましたのでご報告致します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第88号から日程第11．議案第95号まで 一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第88号 平成26年度智頭町一般会計補正予算第4号から日程第11、議案第95号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてまでの8議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第3回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございました。

本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明します。

まず、議案第88号から議案第93号までは、補正予算についてです。

議案第88号 平成26年度智頭町一般会計補正予算につきましては、平成26年の人事院勧告を踏まえ、通勤手当の額の改正、勤勉手当の0.15月引き上げ及び給料表の改正を行うため、各費目について所要の経費を計上しています。併せて、人件費の調整による特別会計への操出金を措置しています。

また、災害復旧費では、8月に発生した豪雨及び台風19号により被災した、農地及び農業用施設の復旧に係る経費を、林道施設災害復旧事業では、林道4路線の復旧に係る経費をそれぞれ措置しています。

今回の一般会計補正予算額は4,031万8千円であり、補正後の予算総額は79億3,918万5千円となります。

次に、議案第89号から議案第93号までは特別会計及び公営企業に関する補正予算であり、平成26年の人事院勧告を踏まえ、通勤手当の額の改正、勤勉手当の0.15月引き上げ及び給料表の改正をおこなうものです。

議案第94号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成26年の人事院勧告を踏まえ、通勤手当の額の改正、勤勉手当の0.15月引き上げ及び給料表の改正を行うものです。

議案第95号 特別職の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時

間その他勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、町長、副町長、病院事業管理者及び教育長の期末手当を0.15月引き上げするものです。

以上、本臨時議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第4、議案第88号 平成26年度智頭町一般会計補正予算第4号から、日程第11、議案第95号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてまでの8議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。

なお、発言時間については、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知下さい。

議案第88号 平成26年度智頭町一般会計補正予算第4号の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案第88号 平成26年度智頭町一般会計補正予算第4号でございます。

前もって配布いたしております、平成26年度11月補正予算概要もお配りしておりますのでごらんいただきたいと思います。人件費に関わります部分、それから災害復旧等におけます経費の補正ということで、一括して説明させていただきます。

補正予算書につきましては8ページから19ページまででございます。

町長が提案理由で述べましたが、このたびの平成26年人事院勧告を踏まえ、給与、通勤手当の額の改正及び勤勉手当の支給割合の引き上げにより、給料・職員手当・共済費・臨時職員通勤手当、この各費目につきましてそれぞれ増額措置をいたしております。

また、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計につきましては、人件費の調整をいたしましたことにより、それぞれの特別会計への操出金の増額措置をいたしております。

それから、予算書19ページをごらんいただきたいと思います。概要書は3ページでございます。

農地農業用施設災害復旧費につきましては、本年8月に発生致しました豪雨及び台風19号により被災しました農地1カ所、それから農業用施設、これは水路ですが3カ所の復旧に要する経費、林道施設災害復旧事業におきましては、林道宇波竹之下線ほか全4路線の復旧に掛かる経費をそれぞれ措置いたしております。

以上一般会計、合計4,013万8千円の補正となっております。

財源といたしましては、補正予算書ページにありますとおり、分担金及び負担金それから県支出金、繰越金、町債を持って措置しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごと、議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から災害復旧費の4区分に分けて行います。

まず、歳出の議会費から民生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から土木費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、消防費から災害復旧費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳入を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般に渡っての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、日程第5、議案第89号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案第89号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号。

予算書につきましては23ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,573万3千円といたします。

これは職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえて、人件費の各費目について所要の経費を措置するものです。

なお、財源につきましては一般会計からの繰入金を持って措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第6、議案第90号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部整） 議案第90号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算第3号。

予算書では31ページからごらんください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,709万1千円とします。

これは一般会計、国保会計同様に職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえて、人件費の各費目について所要の経費を措置するものです。

なお、歳入につきましては一般会計繰入金をもって措置してあります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これから、日程第7、議案第91号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長(矢部整) 議案第91号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算の第2号。予算書では39ページからをござんください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,917万3千円とします。

これは、職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、人件費の各費目について所要の経費を措置するものであります。

なお、歳入については一般会計繰入金をもって措置しております。

以上であります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これから、日程第8、議案第92号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長(國政昭子) 議案第92号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算第3号です。予算書につきましては、47ページからをござんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万円を追加し、歳入歳出総額を10億5,904万2千円とするものです。これは、職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえまして、人件費の各費目について所要の経費を措置するものであります。

なお、財源につきましては一般会計からの繰入金をもって措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第9、議案第93号 平成26年度智頭町水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（藤森啓次） 議案第93号 平成26年度智頭町水道事業会計補正予算第3号について説明をさせていただきます。

お手元の資料で、一番最後の方にあります1ページからとなります。

内容につきましては、先程と同じで給与に関する条例の一部改正を受けまして、営業費用の中の職員給与費、これについて143万円、これを増額といたしました。費用の財源につきましては予備費の方から流用させていただいております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第10、議案第94号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そういたしますと、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第94号 職員の給与に関する条例の一部改正について。

2ページをごらんください。

なお、議案の説明資料につきましては、1ページでございます。

これにつきましては、平成26年人事院勧告を踏まえ、通勤手当の額、勤勉手

当の支給月数の引き上げ及び給料表の改正を行うものでございます。内容につきましては、まず第10条第2項、通勤のため自動車等の交通の用具を使用する場合の使用距離の区分に応じて定められた額の改正によるものです。100円から、最高7,100円までの引き上げ幅で改正を行っております。

それから、3ページでございます。第19条第2項第1号、勤勉手当支給月数の改正でございます。年間で行きますと年1.35月になりますが、これを0.15月引き上げ、6月、12月それぞれ0.75月に改正をするものでございます。

なお、1号中の特定幹部、カッコ書きであります特定幹部職員及び第2号中の再任用職員についての改正でございますが、これについては本町では現在適用はございません。

4ページから6ページまでが給与表でございます。

なお、施行日は第1条中、第10条の通勤手当及び第2条の給料表につきましては、平成26年4月1日から適用でございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 給料表の改定に関して質問いたします。8月7日に閣議決定された公務員の給与に関する取扱文書が10月7日に発表されております。この文書を読みますと、4項目に「地域民間給与のよりの確な反映など適切に見直しを行うよう要請するものとする。」と書かれています。

そこで質問ですが、地域民間給与の現状と町職員と比較はどういう状況にあるか質問いたします。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 本町におきましては、民間企業の状況を調査しておりませんので、お答えはできません。

○議長（谷口雅人） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 鳥取県の人事委員会ではこのたびの人事院勧告を受けて、県内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の208事業所から147事業所を無作為に抽出し、従業員の個人別給与を人事院などと共同で実

地調査して、県職員と比較されています。その結果、月例級が、民間の方が0.09%、金額にして313円下回っていたとのこと。しかしながら、ほぼ均衡した水準となっているとの判断から、鳥取県では今回の人事院勧告に対し、月例級は据え置くことになっています。ということから、地域民間給与の現状の一部は誰でもホームページからでも見えるわけです。この、県の判断や判断に至った経緯は、智頭町は知らなかったのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 先ほど、中野議員が県の人事院勧告を報告されたっており、私どもも承知いたしております。

○議長（谷口雅人） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） それでは、地方公務員法第24条3項で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と書いてありますが、国しか考慮してない訳ですよ、このたびの議案は。他の地方公共団体の中に鳥取県も含まれると思いますので、この鳥取県の判断に考慮する、同じ鳥取県の中の自治体であるので、鳥取県では給与を民間の事業所と比較して均衡しているという状況でありますので、その状況をいまお伝えしましたが、把握されていると言われましたね、いま。

そういう中で、この地方公務員法24条第3項に違反してはいませんか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 承知しておると言いましたのは、県の人事院勧告は充分、こちらは承知いたしておりますということでございます。と、地公法の24条第3項、これにつきましては、先ほど議員ご指摘のとおり、均衡の原則ということが掲げられておりまして、私どもは鳥取県の人事委員会が発表した人事院勧告、また、国の人事院勧告等々なされておりますが、県は人事委員会をもってそれぞれの調査をされたところでありまして、国の方におきましては民間の事業所5万5千ありの事業所の調査をされた中での全国的な調査ということでされております。

ご指摘のように、24条の3項では均衡の原則の中に、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、次に民間事業の給与その他の事情を考慮して、とい

うことでございますので、仮に本町の場合、調査といたしましても、50人以上の事業所の調査というものもできないわけでございます、それが、ではなぜ県に準じないのかというのがご指摘でございますが、やはり国に準ずるという明確な規定ではございませんが、あくまでも公務員という立場で国の給与制度が職務給を前提ということにしておるもので、制度化されておりますので、あくまでも地方公務員もこの制度は国に準ずるということで、その趣旨は充分、均衡の原則を達成しておるというふうに考えております。

○議長（谷口雅人） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 均衡の原則……、ちょっと次にいきます。

先ほど申しました、この閣議決定された公務員の給与に関する取扱文書の第4番目にですね、地域間と、4番目でなく、ちょっと元に戻ります。

この、給与に関する取扱文書の第1項目には「人事院勧告どおり、平成26年度の給与改定を行うとともに、地域間・世代間の適正な給与配分等の実現を図る観点からの給与制度の総合的見直しを実施するものとする。」と書かれています。人事院勧告に従ったら良いですよ、とは書いてないわけです。地域間と、ということに関しましては、先ほど智頭町では50人規模の民間企業がどうのこうのと言われましたが、そうしましたら、世代間の適正な給与配分、これに関してはどのようになっていますでしょうか、智頭町は。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 世代間の給与の比較と申しましても、私どもは国に準じた給与表、あくまでも尊重して、準じて行っとるわけでございます。このたびの人事院勧告の世代間配分といいますのは、やはり民間では若年層が民間の方が高い。逆に、高年齢層になると民間の方が低いというような状況で、このたびの給与改定がなされております。ただ、地域間格差というものは、地方公務員は国家公務員と違いまして、地域手当というものは、例えば大阪の関西本部に出向した場合等は、地域手当というような制度があるようでございますが、国家公務員は全国的な組織の中での地域間の格差というものがありますので、そのあたりは地域手当というような形で、大都市圏であれば何パーセント上乗せというそういう配分がなされておりますが、現在本町ではそういう制度はあっても対象は致しておりません。ですから、世代間の配分というものは、先ほど申しましたとおり若年層に対する上乗せ、また、高年齢層については、

その分については据え置きというようなことで、人事院勧告はなされておりますので、それに準じて行うものでして、人事院勧告があるからこれをしなさいというのではなくて、先ほど申しましたように均衡の原則に基づいて本町はこの制度を取り入れているものでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 先程から言われる、総務課長の言われる均衡の原則は、国の方を向いてませんか。やはり、地域における現状を把握しなさいよというような取扱文書にも書かれているにもかかわらず、どこを向いて政治をしてるんですか。国に準じてばっかしいては、地域と段々かけ離れませんか。

先ほども申しましたように、国家公務員法24条第3項では、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の」という、同列なんです。国に従いなさいよということは、一切書いてないじゃないですか。「他の地方公共団体の職員並びに民間事業者」っていうふうになってます。

それで、この、鳥取県の人事委員会では、これに忠実にこのたびの人事院勧告、鳥取県ではどうだろうかということ、とても調査分析しております。なので、この一個一個に関して、鳥取県では調査分が行っているんです。この生計費は、今の県の職員と照らし合わせてどうだろう、国と照らし合わせてどうだろう、で、民間の事業者との照らし合わせ、本当に忠実にやっていますよ。智頭町ができない、できないのであれば、県の資料を基に調査すればいいじゃないですか。

さて、それでは、鳥取県がこのたび給与は据え置くというふうに、民間と比較してですよ、給与を据え置くという方向になりました。さて、鳥取県と智頭町の職員、どれだけ給与が違うのかなあとということで調べてみました。そうしましたところ、一般行政職の平均年令、県43.1歳、本町43.2歳とほぼ同じ状況の中、県は平均、月例級ですが310,277円、本町は315,700円ということで、本町の方が5,423円高くなっております。また、行政職の給料表と照らし合わせてみますと、1級は号級全て県の方が、月例級がわずかに上回っているものの、2級の23号級以上、3級の6号級以上、4・5・6級に至っては1号級から県より上回った給与表になっております。ということで、本町において町職員の給与は地域民間給与より高いのではと推定されます。この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 先ほど申しましたように、民間給与の比較というのは本町では致しておりませんので、どういう状況かというのは承知致しておりません。

鳥取県の給与につきましては、どういう形で鳥取県の方がこの給与表を定められてるかというのは、県の人事委員会が勧告して決められたものであって、私どもがそれに基づいて県に準じて行きなさいというようなこともおっしゃっていましたが、私どもはあくまでも国及び他の地方公共団体ですから、県が他の地方公共団体でありませんので、県内の18の市町村等々のこともありますし、全国的に1,700いくつかの地方自治体市町村がありますので、そういった当たりを、やはりそこが、先ほど言いましたように、鳥取県の人事委員会が勧告して、県の給与はこういうふう到低いんだから、智頭町も町の事業所を勘案して決めなさいというような、そういう決定のものではないというふうに、先ほどから説明致しておりますので、私どもはあくまでも、この地公法に基づき、これまで国の人事院勧告を尊重して引き下げなり、引き上げなりを行ってきたところでございます。

○議長（谷口雅人） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 給与関係閣僚会議。この内容も見てみますと、麻生財務大臣が申しております。「地域の民間給与の状況をよりの確に反映するとともに、適正な定員管理の推進に取り組んでいただく必要があると考えております。」とにかく、この人事院勧告の内容を見ますと、随所に地域の民間給与の現状をよりの確に反映しなさいよと書かれているんです。智頭町においては、それが把握できませんということは、してないんじゃないんですか。

（「議長、暫時休憩を求めます。」と呼ぶ者の声あり）

○議長（谷口雅人） 中野議員、答弁を求めますか。

（「そうですね。」と呼ぶ者の声あり）

○議長（谷口雅人） 意見ではだめです。

意見はだめですので、質疑があつてはじめて答弁が成り立つことですので。

じゃあ、答弁求めますね。

（「はい。」と呼ぶ者の声あり）

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 町の民間事業所の、給料の調査は致しておりません。

○議長（谷口雅人） 他にありませんか。

8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 暫時休憩を求めます。議事進行上の理由により、暫時休憩を求めます。

○議長（谷口雅人） 休憩は予定しておりますので。関連しとる部分ですので。8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 会議規則第54条3項により、質疑においては自己の意見は述べることはできないとなっています。客観的に質疑を求めるのであればいいですけども、自分の意見を次から次に言うということは、それは、会議規則を準用されないものと解します。今の質疑は、質疑にあたらぬ意見であると考えます。

○議長（谷口雅人） 見解によりますけれども、それをもってして、質疑はなされておるという判断しましたので、質疑を許しておると、いうことをご理解をいただきたいと思います。

この件に関しまして、意見というものはどうしても入りがちですけども、その辺の処を考慮した中での質問を行っていただきたいと思います。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第11、議案第95号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案書8ページをご覧いただきたいと思います。議案第95号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について。

9ページをご覧いただきたいと思います。議案の説明書は1ページでございます。

これにつきましては、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職給与に関する法律が改正されたことに伴いまして、町長、副町長、病院事業管理者及

び教育長等の特別職の期末手当支給割合 0.15 月分の引き上げについて、国に準じて改正を行うものです。年間 2.95 月を 0.15 月引き上げ、6 月に 1.475 月、12 月に 1.625 月それぞれ引き上げて、年間 3.1 月に改正するものでございます。

なお、特別職の給与及び教育長の給与条例は、本来個別に定められておりますが、同じ法律改正に伴いますため、一括条例として改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行ということでございます。
以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 44 分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4、議案第 88 号 平成 26 年度智頭町一般会計補正予算第 4 号を議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第 88 号 平成 26 年度智頭町一般会計補正予算第 4 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10 名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第89号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第89号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第90号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第90号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第91号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第91号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予

算第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第92号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第92号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第93号 平成26年度智頭町水道事業会計補正予算第3号を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第93号 平成26年度智頭町水道事業会計補正予算第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第94号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（谷口雅人） 5番、中野…。

（「その前に、ちょっといいですか。」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 町長。

○町長（寺谷誠一郎） いま、中野議員の方から手が上がりましたが、ちょっとその前に一つだけ聞いていただきたいと。よろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） はい。

○町長（寺谷誠一郎） 私どもが提案をしてまいりました、このたびの件はですね、全てずうっと人事院勧告に沿ってまいりました。で、良いときも悪いときも、全て。で、その都度つど、中野議員にもご出席いただいて、認めていただいたという経緯がございますが、なぜ今回に限ってこの人事院勧告に不満であるかということ、この理由をはっきり、我々にも説明いただいて反論していただきたいと。よろしく申し上げます。

○議長（谷口雅人） これは反論という形ではありませんので、討論という形の中でこれを満たしたいと思っておりますので、それを踏まえて、討論はありませんか。

5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 私は反対の立場で討論致します。

今回の人事院勧告は、給与制度の総合的見直しを実施するのを促すものであり、主な内容は二つに絞られます。

一つは、地域間の給与配分の見直し、二つ目は世代間の給与配分の見直しです。しかし、いずれも執行部は詳細な調査と分析をしておらず、全国における調査を元にした人事院勧告の出した数字に便乗しようとしているだけです。同じ、人事院勧告の元、県は月例級を据え置き、県よりも平均給与月例級が5,423円も高い本町が、詳細な分析がないまま月例級を上げることは、ますます地域間格差が生まれ、納得できません。

また、町民感情としてもこの議案が通れば町政に背を向けることとなることが予想されます。

そういった観点から、私は議案94号に反対いたします。

○議長（谷口雅人） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

討論はありませんか。

2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） 私は、議案第94号に賛成の立場で討論を行います。

先ほど、中野議員が触れられました、今回の中身につきましての、地域間の見直しと世代間の見直しが重点であるにも関わらず、そうっていないではないかというご意見でございました。執行部のようなことを、私が言っても語弊がありますが、私もかつて役人の一端をしておいた経験で言いますと、そもそも論になりますが、やはりこの、人事院勧告という制度は公務員の身分を保障するためにできておる制度でありますので、基本的に従うのが原則でございます。

そういった中で、今回その原則に従った提案がなされておるということで、中野議員がおっしゃるように、中身の細かなところでは、色々ご意見はあろうとは思いますが、例えば、町内の事業所等の給与を的確に反映、模ししてしようとするれば、職員の百二十数名おられる規模と同等の事業所は、町内にないわけであります。ですから、比較しようにも、本来、比較が、公平な比較ができないわけでは

で、なるほど、町内企業・事業所の給与を考えましたら、役場の職員さんの給与は高くなるんではありましようが、やはり公務員というのは、平常時はともかく、災害が特に起こったようなときでは、昼夜を問わず、まさに住民のために働くわけです。そのために身分が保障されておる、職員さんは。

そういう大前提がありますので、単純に、といたら語弊がありますが、町内の給与を重点にしておったんでは、逆に、今度は法律に定めておる他の地方公共団体との均衡が崩れます。

そういうこともありまして、私は賛成するものであります。

なお、この際、注意喚起しておきたいと思いますが、町民に対し、役場の職員さんが白い目で見られないように、こういう増額をする機会に改めて職員の皆様は、真摯に公務に一層励んでいただければというふうに思っております。

以上を持ちまして、賛成討論をいたします。以上です。

○議長（谷口雅人） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第94号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第95号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第95号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長(谷口雅人) 日程第12、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、民生常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しま

した。

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成26年第3回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成26年11月21日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 岸 本 眞 一 郎

智頭町議会議員 徳 永 英 太 郎